

大規模小売店舗の地域貢献
に関するガイドライン

平成 25 年 8 月
柳 川 市

第1 ガイドラインの趣旨

平成12年に大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）が施行されてから今日まで、店舗の大型化が進み、物販のみならず、サービス業を始め様々な業種もテナントに入るなど、複合化する大規模小売店舗もみられるようになり、大規模小売店舗の出店による地域に与える影響は大きなものとなってきています。

このため、国は平成19年2月に「大規模小売店舗を設置する者が考慮すべき事項に関する指針」を改定し、大規模小売店舗の地域社会への貢献を期待する旨の規定を新たに追加しました。

極めて地域に密着した産業である小売業においては、事業の性格上、地域住民等の理解を得ながら事業を行う事が求められており、また、企業にとっても地域住民の理解を得ながら事業を展開していく事は、大型店舗が地域コミュニティを行いながら、長期的に発展していく上で欠かせないものとなっています。

地域商店街が買い物場だけでなく、まちの賑わいと交流の場でもあり、地域コミュニティの場として重要な役割を果たしてきたように、大型店舗も多くの従業員（パートタイマー等）を地域から雇用するなど、重要な役割を占めるとともに、地域住民とのコミュニティも商店街と同様に地域発展に欠くことのできないものとなっています。

このような観点から、本市として住民等が出店予定店舗の計画内容をあらかじめ知る事ができ、また、店舗設置者が行う地域貢献の内容を知ることができるよう、大規模小売店舗の設置者に対し、地域貢献計画書の提出を求めるとし、これらの計画に盛り込むべき内容や計画書の提出時期、手続き等を明確化するため、ガイドラインを策定しました。

本ガイドラインは、個々の企業の主体的な地域貢献を求めるとともに、大規模小売店舗と地域住民による良好な地域コミュニティの形成を促進し、豊かな地域社会の構築と地域経済の活性化をはかるものです。

大規模小売店舗設置者各位には、以上の趣旨をご理解いただき、是非ご協力をお願い申し上げます。

平成25年8月1日

第2 ガイドライン

1 地域貢献計画書の提出

(1) 届出をお願いする大規模小売店舗

床面積が 10,000 m²以上の大規模小売店舗とします。

(2) 地域貢献計画書の内容

別表「地域貢献活動事例」を参照の上、地域貢献計画書（様式第1号）を提出してください。地域貢献計画書は、開店または変更予定年度を含む5事業年度分を対象とします。

なお、計画書の作成にあたっては、テナントとの協力体制の確立に努めてください。

(3) 提出時期

大規模小売店舗立地法の届出から3か月以内に提出してください。

(4) 届出先

柳川市長（産業経済部商工振興課）

(5) 地域貢献計画書の変更

開業前において、地域貢献計画書の内容を変更する場合は、速やかに地域貢献変更計画書（様式第2号）を届け出てください。

(6) 地域貢献計画書の公表

届出のあった地域貢献計画書は、速やかに柳川市ホームページにおいて公表します。

なお、提出者は「地域貢献計画」の店頭掲示等に努めてください。

2 地域貢献計画説明会の開催

1-（1）届出をお願いする大規模小売店舗の出店予定者（以下、出店予定者といいます。）は、次のとおり地域貢献計画説明会を開催してください。

(1) 説明会の趣旨

地域貢献計画説明会は、地域が大規模小売店舗に期待する地域貢献の内容を把握するためのものであり、商業調整（小売業の地域的な需要供

給の調整)を行うためのものではありません。

(2) 開催時期

出店予定者は、市と協議の上で、地域貢献計画書を提出した日から起算して2か月以内に、地域貢献計画書の内容を周知し意見交換するための、地域貢献計画説明会を地域で開催してください。

(3) 対象者

説明会の参加者は、地域住民や商工団体のほか特段の理由がない限り制限しないでください。

(4) 開催の日時及び回数

開催場所及び日時は、参加者の利便性に配慮することとし、出店地の近隣で、平日の夜間、日曜、祝日等に行ってください。また、開催する回数は原則として1回とします。

(5) 説明会開催の周知

原則として新聞・チラシ等で周知するものとしませんが、市及び商工団体など、相手方が分かるものについては、文書等により個別に周知するよう努めてください。

(6) 説明会の運営

出店予定者は、地域貢献計画説明会の全てを運営するとともに、参加者からの質問については誠意をもって回答してください。

(7) 地域貢献計画説明会開催結果報告書の提出

出店予定者は、地域貢献計画説明会を開催した場合、開催結果の概要を記載した地域貢献計画説明会開催結果報告書(様式第3号)を速やかに市に提出してください。

(8) 内容の公表

地域貢献計画説明会開催結果報告書で報告のあった事項については、速やかに柳川市ホームページにおいて公表します。

3 地域貢献計活動の実施

(1) 地域貢献に関する窓口の設置

出店予定者は、地域貢献に関する窓口を設置してください。

(2) 窓口設置に関する届出の時期

地域貢献計画書の届出の際に、地域貢献活動担当窓口設置報告書（様式第4号）を併せて市長（産業経済部商工振興課）に提出してください。

(3) 地域貢献実施状況報告書の提出

地域貢献計画書を提出した大規模小売店舗の設置者は、毎事業年度終了後3か月以内に、1事業年度分の地域貢献実績報告書（様式第5号）を提出してください。

第3 施行時期

このガイドラインは平成25年8月1日より施行します。